

健康増進課 健康増進係 内線2143

● 健康診査日程【9・10月分】
乳幼児健診・健康相談

■ 1歳6ヶ月児（H20, 1生）

9月16日（水）

午後0時30分～午後1時受付

（宮之城保健センター）

■ 3歳児（H18, 7生）健康診査

9月30日（水）

午後0時30分～午後1時受付

（宮之城保健センター）

■ 2歳児（H19, 8生・9生）

歯科健康診査

10月1日（木）

午後0時30分～午後1時受付

（宮之城保健センター）

■ すくすく育児相談

10月2日（金）

午前9時30分～午前10時30分

（宮之城保健センター）

■ 4～5か月児（H21, 5生）

産婦健康診査

10月14日（水）

午後0時30分～午後1時受付

（宮之城保健センター）

■ 母子健康手帳交付

9月28日（月）

10月5日（月）

午前9時30分～午前11時

（宮之城保健センター）

※健康保険証、印鑑をご持参の上ご夫婦でおいでください。

■ フッ化物塗布

9月16日（水）

9月30日（水）

10月1日（木）

午後3時～午後4時受付

（宮之城保健センター）

■ 総合健康相談

10月6日（火）

午前9時30分～午前11時

（宮之城保健センター）

● 楽々ウォーク

みなさん、一緒に歩いて気持ちいい汗を流してみませんか？

■ 彼岸花コース

9月13日（日）午前7時

柊野小学校駐車場出発

■ 湯の香ほんのりコース

9月26日（土）午前7時

宮之城温泉街出発

町民課 町民係 内線2125

● 川内社会保険事務所における年金相談

県内の社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長と休日開庁を実施する予定です。ぜひこの機会にご自身の年金についてご相談ください。

日時 9月7日（月）、14日（月）、24日（木）、28日（月）は午前8時30分～午後7時まで。

9月12日（土）は午前9時30分～午後4時まで、その他の平日は、午前8時30分～午後5時15分までの受付です。

なお、上記以外にも時間延長・休日開庁相談が実施されることがあります。

● こんな給付もあります！

◇～寡婦年金～

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

※年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。

※亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

◇～死亡一時金～

第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に死亡一時金が支給されます。

※死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円です。

※付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

※遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

年金に関する事項は、川内社会保険事務所 ☎ 22-5276にお問い合わせください。

福祉課 福祉障害係 内線2134

● 心配ごと相談所

■ 日時・場所＝毎週木曜日

午前10時～正午

宮之城ひまわり館

■ 問い合わせ

町社会福祉協議会 ☎ 52-1123

税務課 収納第1係 内線2113

● 今月の納税などについて

固定資産税 第3期

国民健康保険税 第3期

後期高齢者医療保険料 第3期

介護保険料 第3期

【納期限 9月30日】

納税は、便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

